

福祉サービスに関する「苦情申し出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定に基づき、本会が提供する福祉サービスに関する利用者からの苦情に適切に対応するため、次のような体制で解決に努めておりますので、お知らせいたします。

- 1 苦情解決責任者 津田 博之 (事務局長)

- 2 苦情受付担当者
 居宅介護支援事業所 大平 友子 (介護事業係長)
 訪問介護事業所 稲沢 真希子 (サービス提供責任者)
 りんどう作業所 鶴巢 啓子 (りんどう作業所長)
 地域包括支援センター 米山 雅子 (地域包括支援センター長)

- 3 連 絡 先 〒325-3215
 那須町大字寺子乙2566-1ゆめプラザ那須内
 TEL 72-5133
 FAX 72-0416
 TEL 72-0362 (りんどう作業所)
 FAX 74-5810
 TEL 71-1138 (地域包括支援センター)

- 4 苦情解決第三者委員 相馬 文夫 (民生委員)
 高久 孝 (民生委員)
 平野 幸一 (民生委員)

- 5 苦情の処理方法等
 (1) 苦情の受付
 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けております。
 (2) 苦情受付の報告、確認
 受付けた苦情は、苦情解決担当者や第三者委員に報告されます。(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合は除く)
 (3) 苦情解決の方法等
 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合いをし、解決に努めます。その際、第三者委員の助言や立会いを求めることもできます。